

御杖村新規就農者支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

御杖村新規就農者支援補助金交付要綱(令和3年御杖村告示第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「農業用設備・機械器具等の導入」を「農業用設備・機械器具の導入等」に改める。

第2条第2号中「昭和55年法律第65号」の次に「(以下「法」という。)」を加える。

第3条第1項第1号中「であって、農業次世代人材投資事業経営開始型資金の交付期間中の者」を削り、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「第2号又は第3号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項ただし書中「前項第4号」を「前項第2号」に、「前項第2号又は第3号」を「前項第1号」に改める。

第4条第3号を削り、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号中「、アーチパイプ径31.8mm以上を使用する」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(2) 農業用ビニールハウス補強 既存ビニールハウスの補強

第5条の表を次のように改める。

補助対象事業	補助金対象経費	補助金の額	交付の条件
農業用ビニールハウス設置	別表第1に掲げる資材の購入費用(消費税及び地方消費税の額を含む。)であって、総事業費50万円以上の事業を対象とする。	アーチパイプ径31.8mm以上を使用する場合は1平方メートルあたり4,000円を、アーチパイプ径31.8mm未満25.4mm以上を使用する場合は1平方メートルあたり2,000円をそれぞれ上限に、補助対象経費の全額	補助対象者一人あたりの交付の上限額は300万円とし、第3条第2項に規定する補助金の交付の対象となる期間内であれば、この上限額に達するまで交付を受けることができる。
農業用ビニールハウス補強	別表第1に掲げる資材の購入費用(消費税及び地方消費税の額を含む。)であって、	1平方メートルあたり500円を上限に、補助対象経費の全額	園芸施設共済への加入等、気象災害等による被災に備えた措置を講じること。

	総事業費 5 万円以上の事業を対象とする。		
農業用機械購入	別表第 2 に掲げる機械の購入費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）であって、取得価格が 10 万円以上又は法定耐用年数が 1 年以上の機械を対象とする。	補助対象経費の全額	補助対象者一人あたりの交付の上限額は 150 万円とし、第 3 条第 2 項に規定する補助金の交付の対象となる期間内であれば、この上限額に達するまで交付を受けることができる。

第 13 条第 1 項第 5 号中「村内における」を削り、同項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「農業次世代人材投資事業の資金又は経営開始資金の」を「経営開始資金の交付対象者が当該資金の」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下この告示において同じ。）に規定する青年等就農計画の取消事由に該当したとき。

第 16 条本文中「補助事業により設置した」を「補助事業により設置又は補強した」に改め、同条ただし書中「第 2 条第 1 項第 3 号から第 5 号のいずれかの事業の規定に基づく就農状況報告」の次に「又は法の基本要綱の規定に基づく青年等就農計画の達成状況等に係る報告」を加える。

別表第 1 中「農業用ビニールハウス設置補助対象経費」を「農業用ビニールハウス設置及び農業用ビニールハウス補強補助対象経費」に改め、同表の表を次のように改める。

補助対象事業	補助対象資材	細目	農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性のある資材、労務費は補助対象外とする。
農業用ビニールハウス設置	本体部品	アーチパイプ、直管パイプ、屋根ビニール、側面ビニール、パイプドア	
	接合・ビニール固定部品	ジョイント、フック、バンド、パッカー等	
	換気用資材	天窓、妻窓、巻上機、換気扇	

	遮光資材	遮光ネット、遮光フィルム
	付帯設備	灌水設備、冷房設備、暖房設備
	その他村長が認める資材	
農業用 ビニール ハウス補 強	補強資材	筋交い、ブレース、ワイヤーによる補強、肩部の補強、ダイバー・X型補強、水平張り資材
	その他村長が認める資材	

第1号様式の様式を次のように改める。

第1号様式（交付申請書）

[別紙参照]

第2号様式の様式を次のように改める。

第2号様式（事業計画書）

[別紙参照]

第3号様式の様式を次のように改める。

第3号様式（収支予算書）

[別紙参照]

第4号様式の様式を次のように改める。

第4号様式（変更申請書）

[別紙参照]

第5号様式の様式を次のように改める。

第5号様式（概算払請求書）

[別紙参照]

第6号様式の様式を次のように改める。

第6号様式（完了報告書）

[別紙参照]

第7号様式の様式を次のように改める。

第7号様式（事業実績書）

[別紙参照]

第8号様式の様式を次のように改める。

第8号様式（収支決算書）

[別紙参照]

第9号様式の様式を次のように改める。

第9号様式（精算払請求書）

[別紙参照]

第 10 条様式の様式を次のように改める。

第 10 号様式（利用状況報告書）

[別紙参照]

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度交付の補助金より適用する。

（適用区分）

- 2 この告示の改正前の御杖村新規就農者支援補助金交付要綱の規定に基づき交付の決定のあった補助金に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。